

グループ討議結果（平成 29 年 12 月 1 日 第 10 回建設検討委員会）

（注 1）この資料は、第 10 回新火葬場建設検討委員会（平成 29 年 12 月 1 日）で行われたグループ討議において発表された意見と用紙に記録された意見を記載したものであり、決定した事項を記載したものではない。

（注 2）この資料において、火葬場建設の候補地の公募（平成 29 年 10 月 16 日～11 月 29 日）に応募された土地を「応募土地」、一定の要件を満たす市有地を「市有地」とする。

①選考方法全体

- ・視察をすれば、応募土地どうしを対比することで、住民として直感的、感覚的に、浮かび上がってくる考えがあると思う。そういったことから絞り込んだうえで、条件をかけることもある。
- ・段階的に徐々に絞り込んでいくのが有効な方法ではないか。
- ・まずは、レッドゾーンは除外するなど、書類の審査で絞り込んだうえで、その後に視察をする。
- ・検討を進める中で条件は変わるから、段階ごとに、その都度、条件を考えてはどうか。
- ・応募土地も市有地も、市役所本庁舎から 15 キロメートルの円を地図に描き、公募要件を満たさない土地は除外する。
- ・応募土地、市有地を落とし込んだ地図を見ながらグループ討議をし、絞り込みをしてはどうか。その後に現地視察を実施してはどうか。
- ・現地視察の後、その土地が基本構想に合致するかを検討する。
- ・点数を付ける選考方法はあまりよくない。
- ・公募要件を満たしていない土地であっても、選考から除外する場合には説明しなければならない。

②視察

- ・土地を見る前から選考方法を考えるのは荷が重い。
- ・視察に際し、目安となるものを作るのか、真っ白なままで見に行くのかを検討しなければならない。
- ・実際に現地を見たら、少し手を加えることでよい場所になるといったイメージができると思う。
- ・視察をすれば、山林を切り開き、周辺に道路を整備するとコストもかかるだろうといったイメージができる。
- ・視察において、客観的に点数化しておく必要がある。後から主観的に点数を付けては揉めてしまう。

③公募要件を満たさない応募土地

- ・応募土地について、公募要件を満たしていないものは選考の最初の段階で落とすのかを検討する必要がある。

- ・公募要件を設けていたのだから、さらにまた要件を設けて選考することは、考えようがない。
- ・応募土地には、公募要件に示したレッドゾーンにかかる土地もあるということだから、基本的には除外する。

④市有地

- ・市有地のうち、第10回検討委員会において設けた基準により、いったん選考から除外された市有地であっても、復活させて検討できるようにする。今後も利用する土地であっても、多目的、多機能的に使えることもある。
- ・市有地について、使っている土地を火葬場にするというのは難しいから、行政財産を除外する。

⑤地図などの資料

- ・応募土地も市有地も地図に落とし込み、面積や地形の状況を具体的に把握する。
- ・市役所本庁舎からおよそ30分、15キロメートルという公募要件はあいまいだが、場所が示された地図があればイメージしやすい。

⑥選考基準

- ・有効なアクセス道路があると便利である。
- ・国道に近いことが理想である。
- ・自然に囲まれた、市街地から離れた広い土地が必要ではないか。
- ・日当たりのよさも条件となるのではないか。
- ・コスト、地代のことも含めて考えていくべきではないか。
- ・野中の一軒家がよいという意見も、さみしい所はだめだという意見もある。また、コストを抑えることを優先すれば、相反する条件との兼ね合いを考慮することとなる。評価する時に、何を大事にするのか。
- ・以前にスカイパークを選出した際には、市民に分かりにくい採点基準もあった。
- ・視察に行く時にどういう基準で点数を付けるのか、点数の優先順位について話し合った。ただし、周辺住民の意見は絶対条件である。
 - (1) 観光施設、産廃施設、病院、学校、老健施設（介護老人保健施設）などから離れていること
 - (2) 市の中心からの距離
 - (3) アクセス道路の安全性（急峻な坂、除雪、幹線道路からのアクセスなど）
 - (4) 法令等、防災対策
 - (5) 自然環境や景観
 - (6) インフラ設備、取得費用、造成費用などのコスト

⑦グループ討議中に紹介された模式図

所要時間：

